

1. 要配慮者利用施設における避難確保計画策定

取組項目	実施時期	取組機関
・対象となる全要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施を目指し、支援する	H34.3まで	高島市 滋賀県
・避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況および施設の位置付けの見直しについて、毎年協議会の場において進捗状況を確認する	順次実施	高島市 滋賀県

2. 重要水防箇所における共同点検

取組項目	実施時期	取組機関
・1級河川における重要水防箇所について、5ヶ年点検計画を作成し、河川管理者と関係市町が共同点検を実施する	H33.6まで	高島市 滋賀県
・水防資機材について、河川管理者、水防管理者の保有情報を共有する	順次実施	高島市 滋賀県
・協議会の場において、共同点検の実施状況、水防資機材の状況について確認する	順次実施	高島市 滋賀県

取組の流れ		実施機関	実施年度
①	避難確保計画作成支援として、モデルとなる要配慮者利用施設（社会福祉施設・医療提供施設・学校施設等）を高島地域で1箇所抽出する	高島市 滋賀県	H30年度
②	施設で想定される災害リスクの共有を行うため、職員および利用者への出前講座を実施する	高島市 滋賀県	
③	施設管理者、市と協議を行い、支援の範囲等を決め、実情にあった避難確保計画（案）を作成する	高島市 滋賀県	
④	避難確保計画（案）に関する意見交換	協議会担当者会議	
⑤	市地域防災計画への位置づけについて情報共有	高島市 滋賀県	

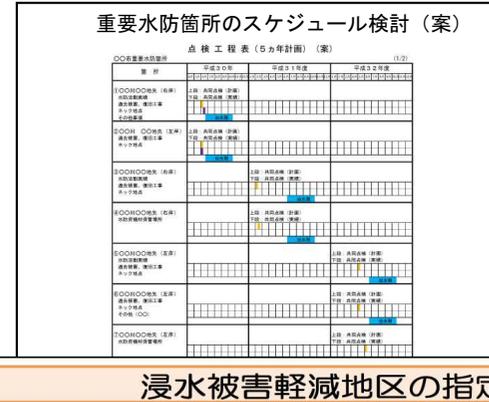
取組の流れ		実施機関	実施年度
①	重要水防箇所の抽出 ・水防活動の実績 ・過去災害 ・流下能力低い箇所等	高島市 滋賀県	H30年度
②	スケジュールの検討（5ヶ年点検計画）		

3. 浸水被害軽減地区の抽出

取組項目	実施時期	取組機関
・浸水被害軽減地区の対象となる施設について抽出し、氾濫シミュレーション等の情報を提供する	H31.3まで	滋賀県
・協議会の場を活用して、指定の予定や指定にあたっての課題を共有し、連携して指定に取り組む	順次実施	高島市 滋賀県

取組の流れ		実施機関	実施年度
①	河川区域外の輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地で、浸水の拡大を抑制する効果がある土地を抽出	滋賀県	H30年度
②	抽出された土地の家屋等の立地状況や土地利用状況、過去の浸水等の情報収集	高島市 滋賀県	
③	提供された情報をもとに浸水被害軽減に関する意見交換	協議会担当者会議	

重要水防箇所のスケジュール検討（案）



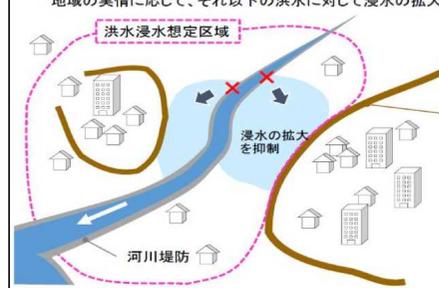
共同点検後のカルテ作成（案）



浸水被害軽減地区の指定とは

- 洪水浸水想定区域（隣接・近接する区域を含み、河川区域を含まない）内で、浸水の拡大を抑制する効用（注）があると認められる輪中堤等の盛土構造物、自然堤防等を指定
- 周辺の家屋等の立地状況や土地利用の計画等を踏まえて指定
- 一定の行為規制を課すものであることから真に必要な範囲に限定して指定

（注）必ずしも洪水浸水想定区域の前提となる洪水による浸水の拡大を防ぐ程の効用が求められるだけでなく、地域の実情に応じて、それ以下の洪水に対して浸水の拡大を抑制する効用が認められれば足りる



- 輪中堤等の盛土構造物
：歴史的に形成された輪中堤やその跡地といった帯状の盛土構造物
- 自然堤防
：河川の氾濫により流路沿いに繰り返し土砂が堆積し、周囲より高くなった帯状の土地

（帯状は敷設路として利用）



平成30年度の取組予定

4. 土砂災害危険箇所以外の抽出・基礎調査

取組項目	実施時期	取組機関
・新たに判明した土砂災害リスク箇所を抽出し、基礎調査を完了し公表する	H32.3まで	滋賀県

取組の流れ		実施機関	実施年度
①	事業の進捗に伴い新たに発覚したリスク箇所を抽出する	滋賀県	H30年度
②	抽出された土砂災害リスク箇所の基礎調査を実施する		

5. 土砂災害警戒情報発表基準の見直し

取組項目	実施時期	取組機関
・土砂災害警戒情報の検証をし、発表基準の見直しを行い運用を開始する	H31.6まで	彦根地方気象台 滋賀県

取組の流れ		実施機関	実施年度
①	新設定基準に基づき、新たな降雨・土砂災害データを考慮し、土砂災害発生危険基準線(CL)を見直す	彦根地方気象台 滋賀県	H30年度
②	有識者による委員会で検討するとともに、高島市への意見照会や説明会を行う		

基礎調査スケジュール

業務	H29	H30	H31	H32	H33	H34～
基礎調査(危険箇所)	■					
新規箇所抽出		■				
基礎調査(新規箇所)			■	■	■	■
区域指定	■	■	■	■	■	■

危険箇所以外のリスク箇所例

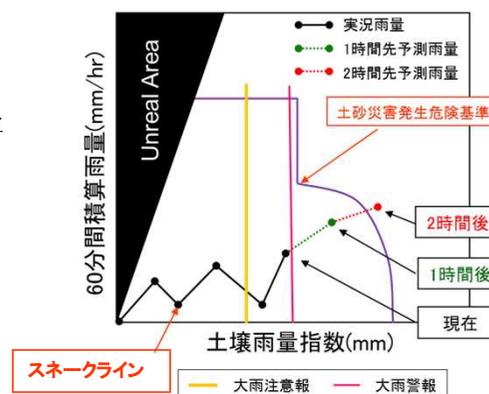


調査精度の向上に伴う新たなリスク箇所



土砂災害警戒情報の発表基準について

・土砂災害警戒情報は、2時間後の予測雨量が土砂災害発生危険基準線(CL)を超過した場合に発表する。



今回の土砂災害発生危険基準線(CL)の見直しについて

①パラメータの設定による見直し

夕立などの短時間強雨による土砂災害警戒情報の空振り(予測がはずれる)を軽減するため、土砂災害発生危険基準線(CL)の作成に関わるパラメータを変更し精度の向上を図る。

②平成25年～29年までの災害時の雨量データを考慮した土砂災害発生危険基準線(CL)の見直し

